農地法第５２条の規定に基づく賃借料情報の提供について

農地法第５２条に基づき賃借料情報の提供を下記のとおり行うこととする。

記

市川市賃借料情報

令和５年１月から令和５年１２月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10ａ当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和 ６ 年 ３ 月 ８ 日

市 川 市 農 業 委 員 会

（年額）

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
田	１８，５００円	１９，８００円	１８，１００円	５	
畑	３５，１００円	６０，５００円	１３，０００円	１７	
樹園地	４８，５００円	６５，２００円	１６，６００円	１２	

※１　市街化区域内農地は除く。ただし、生産緑地地区は含む。

※２　データ数は、集計に用いた件数である。

※３　金額は、算出結果を四捨五入し１００円単位としている。